

○所沢市身体障害者等移動浴槽車による入浴サービス事業実施規則

昭和59年1月23日

規則第2号

改正 平成元年4月1日規則第26号

平成元年8月1日規則第44号

平成4年4月1日規則第20号

平成11年4月1日規則第31号

平成12年3月31日規則第35号

(題名改称)

平成13年3月1日規則第1号

平成14年3月27日規則第19号

平成14年3月29日規則第46号

平成14年10月1日規則第71号

平成16年1月30日規則第1号

平成20年3月27日規則第27号

平成20年6月30日規則第50号

平成26年9月30日規則第31号

(題名改称)

(目的)

第1条 この規則は、家庭において入浴することが困難な重度心身障害児(者)に対し、移動浴槽車による入浴サービス(以下「入浴サービス」という。)を行うことにより、重度心身障害児(者)の福祉の向上及び家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(平12規則35・平20規則27・平26規則31・一部改正)

(対象者)

第2条 入浴サービスを受けることができる者は、本市に住所を有し、心身の障害等の理由により独力又は家族のみの介護では入浴できない者であつて、医師から入浴することの許可を得ているものとする。

(平4規則20・平12規則35・平20規則27・平26規則31・一部改正)

(申請)

第3条 入浴サービスを受けようとする者又はその家族等は、所沢市入浴サービス利用申請書(様式第1号)に健康診断書(様式第2号)を添付して市長に申請しなければならない。

ただし、市長が健康診断書の添付を要しないと認めたときは、これを省略することができる。

(平元規則 26・平4規則 20・平20規則 27・平26規則 31・一部改正)

(派遣の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、入浴サービスの利用の適否を決定し、所沢市入浴サービス利用決定(却下)通知書(様式第3号)により入浴サービスを受けようとする者に通知するものとする。

(平4規則 20・平20規則 27・平26規則 31・一部改正)

(利用回数)

第5条 入浴サービスの利用回数は、1月当たり8回以内とする。

(平26規則 31・全改)

(利用料)

第6条 市長は、入浴サービスを利用する者(以下「利用者」という。)又はその家族等から利用料を徴収するものとする。

2 市長は、別表により利用者の利用料を算定し、所沢市入浴サービス利用料通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(平14規則 46・追加、平20規則 27・平26規則 31・一部改正)

(届出)

第7条 利用者又はその家族等は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、所沢市入浴サービス利用異動届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 福祉施設等の施設へ入所したとき。
- (4) 医療機関等に入院し、入院期間が長期にわたったとき。
- (5) 利用を辞退するとき。
- (6) 死亡したとき。

2 市長は、前項の届出があつた場合は、利用の決定の取消し等必要な措置を講じなければならない。

(平4規則 20・追加、平12規則 35・一部改正、平14規則 46・旧第6条繰下、平20規則 27・平26規則 31・一部改正)

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時医師から入浴の可否について確認しておくこと。
- (2) 健康上その他の理由により入浴サービスを受けられないときは、入浴日の前日まで
にその旨を市長に届け出ること。
- (3) 入浴に当たっては、家族等が立ち会うとともに、介護を行うこと。ただし、市長が
特に認めた者については、この限りではない。

(平4規則20・旧第5条繰下・一部改正、平12規則35・一部改正、平14規則46・旧第7条繰下、平20規則27・平26規則31・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平4規則20・旧第6条繰下、平14規則46・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(所沢市老人等移動浴そう車設置及び管理規則の廃止)
- 2 所沢市老人等移動浴そう車設置及び管理規則(昭和51年規則第24号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に廃止前の所沢市老人等移動浴そう車設置及び管理規則により
派遣を受けている者は、この規則による派遣を受けている者とみなす。

附 則 (平成元年4月1日規則第26号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年8月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日規則第20号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日規則第31号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第35号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（平成14年3月29日規則第46号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月1日規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成16年1月30日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則に規定する様式により交付されている受給者証その他の書類は、この規則による改正後の各規則に規定する様式により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成20年3月27日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成22年6月30日までの間におけるこの規則による改正後の所沢市身体障害者等移動浴そう車による入浴サービス事業実施規則別表の規定の適用については、同表中「500円」とあるのは、「250円」とする。

附 則（平成20年6月30日規則第50号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第31号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（平20規則27・追加、平20規則50・平26規則31・一部改正）

利用者の世帯の階層区分		利用料の額
A	利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯に属するとき	1回当たり 0円
B	利用者が住民税非課税世帯に属するとき	1回当たり 100円
C	利用者が上記以外の世帯に属するとき	1回当たり 500円

様式第1号

<p>所沢市入浴サービス利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)所沢市長</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p> <p>移動浴槽車による入浴サービスを利用したいので申請します。なお、世帯員の住民税課税台帳の閲覧を承諾します。</p>				
対 象 者	住 所	所沢市	電話	—
	フリガナ 氏 名			年 月 日生
	手 帳	第 号 級 種		
生 計 中 心 者		(対象者との続柄)		
申 請 理 由				

様式第2号

健 康 診 断 書

住 所	所沢市	
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
既 往 症 及 び 現在の疾病名		
感 染 症 の 疾 病		反応(+の場合は感染の有無)
	梅毒反応	- ・ + ()
	HBS検査	- ・ + ()
	皮膚病	有 ・ 無 (病名)
血 圧		
総 合 所 見		
<p>入浴サービスの利用に支障がないことを認めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関 所在地 名 称 医師氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>		

様式第3号

第 号
年 月 日

所沢市入浴サービス利用決定(却下)通知書

様

所沢市長



年 月 日付で申請のあった入浴サービスの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
<input type="checkbox"/> 利用を決定します。 ただし、1月当たりの利用回数は、8回以内とします。		
<input type="checkbox"/> 利用の申請を却下します。 (理由)		

様式第4号

第 号
年 月 日

所沢市入浴サービス利用料通知書

様

所沢市長



あなたの入浴サービス利用料については、世帯の 年度分住民税課税状況等に基づき審査を行ったところ、次のとおりになりましたので通知します。

利 用 者 氏 名	
利 用 料	1回当たり 円
審 査 結 果	住民税課税世帯・住民税非課税世帯・生活保護世帯等
上記利用料の適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

なお、修正申告等により、世帯の住民税課税状況等の内容に変更があつた場合は、届けてください。

様式第5号

<p>所沢市入浴サービス利用異動届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)所沢市長</p> <p style="text-align: right;">届出人 住 所 氏 名 利用者との続柄</p> <p>次のとおり異動があつたので届け出ます。</p>		
利 用 者	住 所	
	氏 名	
異 動 事 項		
異動年月日	年 月 日	

様式第 1 号

(平 2 0 規則 2 7 ・全改、平 2 6 規則 3 1 ・一部改正)

様式第 2 号

(平 2 0 規則 2 7 ・全改)

様式第 3 号

(平 2 6 規則 3 1 ・全改)

様式第 4 号

(平 2 0 規則 2 7 ・全改、平 2 0 規則 5 0 ・一部改正)

様式第 5 号

(平 2 0 規則 2 7 ・全改、平 2 6 規則 3 1 ・一部改正)